

3 下水道への排除基準

下水道法及び熊本市下水道条例に基づく下水排除基準

令和7年(2025年)7月1日時点

対象者		特定事業場		非特定事業場	
		平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満	平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満
生活環境項目等	物質または項目				
	温度	45	—	45	—
	水素イオン濃度(pH)	5～9	5～11	5～9	5～11
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600	—
	浮遊物質(SS)	600	—	600	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	20	5	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30	—	30	—
	よう素消費量	220	—	220	—
	窒素含有量(全窒素)	—	—	—	—
	燐含有量(全燐)	—	—	—	—
	フェノール類	5	—	5	—
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物 ※注 1	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	—	10	—
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1	1
	有機燐化合物	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物 ※注 2	0.2	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物 ※注 3	10 (230)	10 (230)	10 (230)	10 (230)
	ふっ素及びその化合物 ※注 3	8 (15)	8 (15)	8 (15)	8 (15)
	1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類 ※注 4	10	10	10	10
	アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—

(備考)

1. 単位について、水素イオン濃度は無単位、温度は℃、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、その他はmg/Lです。

2. 基準値を超える水質の下水の排除が禁止されており、違反した場合は、直ちに罰せられます(直罰制度)。
それ以外は基準値に適合した下水を排除できるように除害施設を設置するなどの必要な措置を講ずる義務があります。

※注1:電気めっき業は暫定基準があります。

※注2:一部業種には暫定基準があります。

※注3:河川、湖沼等を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値で、()は海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合の基準値です。また、一部業種には、暫定基準があります。

※注4:ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に対して、直罰基準が適用されます。また、それ以外の事業場に対しては、下水処理場からの放流水がダイオキシン類の規制を受けている場合に限り、除害施設を設置基準が適用されます。